第 ４５ 回大阪市屋外広告物審議会 会議録

日　時　：令和４ 年３月４ 日（金） 14 時から 15 時 20 分
場　所　：ウェブ会議により実施
出 席 者：（審議会委員）
井上会長、岡本委員、橋寺委員、阿部委員、今井委員、福田委員
細川委員、川邊委員、永田委員、板田委員
（大阪市側出席者）
・建設局
林管財担当部長、松野管理課長、川久保適正化担当課長、
利岡管理課長代理、向山担当係長、川道担当係長、芳野係員

(松野管理課長)
ただ今から、第45回、大阪市屋外広告物審議会を開会いたします。
本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
私は、本日の司会を務めさせていただきます 建設局 総務部 管理課長の松野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
本日の会議は、建設局会議室におきまして、ＷＥＢ会議画面の投影により公開にて行っております。
現在、カメラとマイクが「オン」になっておりましたら、一度「オフ」にしていただきますようよろしくお願いいたします。
また、ＷＥＢ会議システムを活用しての本審議会の開催は２回目ですが、まだまだ不慣れでございますので、何卒ご容赦のほどよろしくお願いいたします。
最初に、御出席いただいております委員の皆様方を事務局から御紹介させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら、カメラとマイクを「オン」にしていただきお返事ください。なお、ご紹介後は再びカメラとマイクを「オフ」にしてください。
それでは、お手元の屋外広告物審議会委員名簿に沿いまして、御紹介させていただきます。まずは、井上会長でございます。岡本委員でございます。橋寺委員でございます。阿部委員でございます。今井委員でございます。福田委員でございます。細川委員でございます。川邊委員でございます。永田委員でございます。板田委員でございます。なお細川委員、永田委員につきましては、今回新たにご就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。なお、木多委員、梅野委員、悦委員は本日所要で欠席いたしております。ありがとうございました。
本日の出席状況につきましては、委員数13名のところ、10名の御出席をいただいており、大阪市屋外広告物審議会規則第６条第２項に規定しております半数以上のご出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。
次に、本審議会の事務局を担当する、建設局の出席者を紹介いたします。建設局管財担当部長の林でございます。適正化担当課長の川久保でございます。管理課長代理の利岡でございます。管理課担当係長の川道でございます。同じく担当係長の向山でございます。管理課の芳野でございます。それでは、開会にあたりまして、管財担当部長の林より、ご挨拶申し

上げます。

（林管財部長）

大阪市 建設局 管財担当部長の林でございます。

委員の皆様方におかれましては、年度末を控えご多用中にもかかわらず、本日の審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、コロナ禍における感染症予防対策といたしまして、WEB開催とさせていただき、事前準備を含めご協力いただきまして、心より感謝申し上げます。

コロナウィルスの感染状況は増加と減少を繰り返し、今年になりましても、「オミクロン株」の影響により現在大阪では、「まん延防止等重点措置に基づく要請」がでております。本市としましては、感染拡大を抑え込みながら、一日も早く皆様が安心できる日常を取り戻すとともに、経済の再生に努めてまいりますので、引き続き、感染拡大防止の徹底について皆様のご協力をよろしくお願い申しあげます。

さて、本日の審議会においては、「屋外広告物掲出に伴う管理者要件の範囲と点検報告内容について」を議題としております。近年、大型化する台風や集中豪雨の発生などの気象状況を顧みると、建築物や屋外広告物の安全性に対する市民の意識や関心は高く、周囲の景観や環境との調和を図りながら、公衆への危害を防止する適正な設置・安全管理が求められています。

現在本市では、広告物を設置するには管理者を必ず置くこととし、更新許可の際には、点検報告書の提出を義務付け、特に建築基準法に基づく工作物確認等が必要な高さ４ｍを超える地上塔や地上板などには、屋外広告士などの有資格者による点検を義務付けております。本日は、その有資格者の範囲と更新許可の際に提出されます点検報告書の内容について皆様のご意見を頂戴できればと思います。

今後、2025 年に開催予定の大阪・関西万博への機運が高まるにつれて、屋外広告物の掲出はますます増加し、また掲出媒体も多様化してくることが予想されますが、安全性を確保しつつ、賑わい創出と景観形成とのバランスをとりながら、あるべき屋外広告物行政について検討してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご指導、お力添えを賜りますよう、お願いを申し上げまして簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

（松野管理課長）

それでは議事に入ります前に、資料のご準備をお願いいたします。事前にメールでお送りしております、本日の次第、委員名簿のほか、資料１から資料２でございます。なお資料１には、参考資料「１－１～１－３」、「２－１～２－３」がございますので、ご確認をお願いいたします。

また、資料については、説明の際にあわせて画面表示も行いますのでご覧ください。

なお、議事録作成のためご発言を録音させていただきますのでご了承ください。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきたいと存じますが、委員の皆様には、お願いがあります。

本日はＷＥＢ開催とさせていただいております。委員の皆様がご発言いただく際には、マイクとカメラを「オン」にしていただき、冒頭にお名前をおっしゃっていただきご発言をお

願いいたします、ご発言後は、再びマイクとカメラを「オフ」にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。
　では、これからの議事進行につきましては、井上会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(井上会長)
　それでは議事に入りたいと思います。
　今回は、「屋外広告物掲出に伴う管理者要件の範囲と点検報告内容」について、ご審議・ご意見を頂戴したいと思います。
　それでは事務局ご説明をお願いいたします。

（松野管理課長）
　昨年は、「都市景観における屋外広告物ガイドプランについて」、ご審議いただき、委員の皆様からさまざまなご意見を頂戴しました。特にいただいたご意見のなかでも、看板の安全性の確保については、事務局といたしましても重大な事故にもつながるおそれがあることから、特に重要だと考えております。本日は、安全性の確保の観点から、工作物確認を要する広告物を管理する管理者の要件と更新許可の際に提出する点検報告書について委員の皆様にご審議いただければと思います。
　それでは、川道からご説明させていただきます。

（川道係長）
　事務局の川道でございます。
　どうぞよろしくお願いいたします。
　早速資料の方をご説明させていただきます。
　１ページ目をご覧ください。まずは、屋外広告物法、屋外広告物条例、屋外広告物条例ガイドラインの関係性についてご説明させていただきます。
　屋外広告物法は、屋外広告物行政における、規制の基準を定めた法律として制定されておりますが、具体的な屋外広告物の規制については、各都市で実情が異なることから、各都道府県、政令指定都市等が屋外広告物法に基づき、条例及び規則等を定めております。
　一方で、屋外広告物条例ガイドラインというのがございまして、これは、もともとは、建設省通達として定められた、「屋外広告物標準条例（案）」をルーツに持っており、屋外広告物法に基づく制度の的確な運用をしていく趣旨から、技術的助言として国土交通省から地方公共団体に送付され、各都市での条例制定や条例改正を行う際の参考資料として位置づけられております。ですので、こちらのガイドラインが改正されますと、各都市で定めている条例等も改正される可能性があります。

　２ページ目をご覧ください。
　ここでは、先ほどご説明しましたガイドラインでは、広告物管理についてどのように定められているかをご説明しています。
　ガイドラインでの広告物の管理規定については平成 28 年４月に大きく改正され、現在に

至っています。

平成 28 年の改正に至った経過ですが、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地に見受けられていたなか、札幌市で屋外広告物の落下事故が発生したことから、安全性の確保を徹底するため、所有者の責務の明記、有資格者の点検義務、点検結果報告の義務を新たに規定しました。

特に点検に関してはきっちり明文化され、19 条の２に屋外広告の所有者等は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、広告物又は掲出物件の本体、接合部、指示部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし規則で定める広告物又は掲出物件は除くと規定されました。

ここにあります、屋外広告士とは、下段の※１ですが、「屋外広告物法第 10 条第２項第３号の規定による国土大臣の登録を受けた法人となっており、「一般社団法人　日本屋外広告業団体連合会」がそれにあたり、その法人が広告物の表示および掲出物件の設置に関して必要な知識について行う試験に合格した者をいいます。

また、これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者とは、※２になりますが、別途「ガイドライン運用上の参考事項」というのがありまして、そこには、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられると記載されています。また、ここに記載のある屋外広告業の事業者団体とは、「公益社団法人日本サイン協会」・「一般社団法人日本屋外広告業団体連合会」をいいます。

次に、点検結果の報告義務も明記され、許可又は許可の更新の申請を行う場合は、点検結果を知事に提出しなければならない。となりました。

このように、広告物の点検に関して大きく改正がされました。

一方、大阪市の広告物の管理規定はどのようになっているかをご説明します。

次のページをご覧ください。

大阪市の場合は、平成 11 年に屋外広告物制度の大きな見直しを行いました。継続的に安全面が確保されるシステム構築ということで、管理者の設置義務、さらに工作物確認が必要な広告物については有資格者の設置義務、そして点検報告書の提出義務を導入し条例等に定めました。

まず、管理者の設置につきましては、条例第 14 条の２に、「広告物又は掲出物件の設置者は、管理者を置かなければならない」と規定し、管理者の「市長が定める要件を満たす者」というのは、規則第９条の４に列挙しております。

大阪市の場合は、広告物によって管理者の設置要件を２つに分けております。１つは、建築基準法に基づく工作物確認が必要な広告物、これは、躯体の高さが４ｍを超えるような広告物でして、４ｍを超える屋上塔や屋上板、地上塔や地上板、そして袖看板が対象になります。これらの広告物の管理は「屋外広告士」「建築士」「電気工事士」「ネオン工事にかかる特殊電気工事資格」「電気主任技術者」の５つの資格のいずれかを取得している者を管理者として設置することを義務付けています。

次に、壁面看板や工作物確認が必要のない４ｍ以下の広告物については、①の有資格者もしくは、区域内に住所、事務所、事業所又は営業所を有する広告物の設置者、または広告物を管理することが可能な管理者を設置することを義務付けています。

次のページをご覧ください。

こちらは、点検報告書にかかる規定を記載しております。

規則第２条では、継続許可申請を行う際は、所定の継続申請書、管理者が広告物の汚損、破損等の有無を点検し記載した点検報告書、看板の現況写真の提出を義務付けています。

参考ですが、左下に現在の点検報告書の様式を掲載しております。

右側には、申請から更新許可までの流れを簡単に記載しております。

設置者は、広告物の申請の際に管理者を必ず設置することになります。工作物確認が必要な４ｍを超える広告物については、必ず有資格者の管理者を設置しないと許可ができないことになっています。新規の許可以降は、２年ないし３年ごとに継続申請を行い、その際は管理者が作成した点検報告書等を必ず提出してもらうことになります。

また、許可期間中に工作物確認が必要な広告物の管理者が変更になる場合は、後任の管理者も必ず有資格者を設置してもらうことになります。

次のページをご覧ください。

さきほどご説明しました、申請から許可までのながれのなかで、我々が感じている管理者要件や点検報告書に関しての課題を記載しております。

まず、管理者要件についてですが、設置者から有資格者の設置や変更をする際に、管理者を探すのに苦労することもあり、屋外広告士と同等以上の知識のある有資格の拡充をしてくれないかという要望があります。

２つめは、現在の管理者要件は、平成 16 年に屋外広告物法に基づく屋外広告士の追加を最後に見直しておらず、その後の社会状況の変化やガイドラインの改正、さらには広告物設置者等からの要望等を鑑みると、広告物を安全に適正管理してもらうため、有資格者の管理者要件を見直すタイミングが来ているのではないかと考えています。

また点検報告書についてですが、昨年大分市で看板の支柱が折れる事故が起きております。ここで事故の概要の資料を見ていただければと思いますが

昨年、12 月６日に大分市のスポーツ施設の敷地内で７歳の男の子が、以前に看板が取り付けてあった支柱に登って遊んでいたところ、支柱が折れてそのまま落下したとのことです。

看板の支柱は、幅５ｍ高さ３ｍで根元にサビが確認された。もともとは地上板として設置されていました。

目撃者は、「男の子は看板の支柱にのぼろうとして遊んでいた。そのとき強い風が吹いてきて、支柱がガシャーンと大きな音をたてて倒れた」と話していたとのことです。

資料に戻るのですが、この事故を起因として国交省からは、平成 29 年に取りまとめた「屋外広告物の安全点検に関する指針（案)」があるのですが、これは、下の※印ですが、許可更新の際の安全点検報告書における、点検箇所や点検項目等取りまとめたものでして、これを参考に点検報告書を見直すなど、点検の実効性を高めるよう通知がありました。

現在本市の点検報告書の点検項目については、国交省の指針と比較すると点検項目に差異があるので、より一層、安全性を確保する観点から、国交省通知に基づき点検項目を細分化する必要があると考えています。

次のページをご覧ください。
先ほど述べました課題に対して、本市の考え方を記載しております。
まず、管理者の要件についてですが、高さ４ｍを超える工作物確認等が必要な広告物は、落下などをすると大きな事故につながる可能性もあることから、点検を行う者は、誰でもいいというのではなく、当然広告物の構造や施工、点検方法に関して高度な知識が必要だと思っています。
一方で、有資格者の管理者要件を拡充し選択肢が広がることは、設置者が管理者を設置する苦労が少しでも軽減され、より適正な申請につながるとともに、広告物の安全性の確保にもつながると考えています。
なお、新たな有資格者の管理者要件については、国のガイドラインや他都市状況等を参考に検討します。
また、点検報告書については、国土交通省で取りまとめた「屋外広告物の安全点検に関する指針」の点検報告書を準拠し、点検項目・点検内容を細分化した新たな点検報告書の作成を考えております。

ここで、有資格者を拡充するにあたり検討材料として、他都市状況等をご説明します。参考資料１－１をご覧ください。
こちらの資料は、政令指定都市と東京都、大阪府を加えた 22 都市の現在の有資格者の設置状況になっております。
枠の上段に有資格者の種類を①～⑫まで記載しております。有資格者の条件は、それぞれの都市が、実情に合わせて設定しており、全部で 12 の資格がありました。
また、⑦広告美術仕上げ技能士・広告美術訓練指導員・職業訓練修了者と⑫帆布製品にかかる技能士・訓練指導員・職業訓練修了者は、それぞれ職業能力開発促進法に基づく資格などとなり、他都市の導入状況も、技能士・指導員・職業訓練修了者の３つを合わせて導入している都市が多かったです。
枠に〇があるのは、導入していることを表し、〇の下にカッコ書きになっているのは、条件付きで導入しているということです。なお、講習会修了者のみというのは、当該資格に⑧の講習会（これは行政が主催する屋外広告物講習会ですが）を受講した者のみ認めるということです。
表の下段の数字については、対象としている都市、条件付きで対象としている都市、対象外の都市の数字を外数で記載しています。
例えば、①の屋外広告士については、22 都市すべてが有資格者として対象としており、逆に、⑨～⑫については、有資格者として対象としている都市が少なく、それぞれの都市での実情に合わせて差があることがわかります。
また、①～⑤の黄色で塗っている資格は、本市の有資格者として導入している資格でして、他都市でも比較的多く導入しております。
本市が導入している有資格者以外で、半数以上の都市が導入しているのが、緑色で塗っています⑥点検技能講習修了者と、⑦の広告美術仕上げ技能士・広告美術訓練指導員・職業訓練指導者であります。後ほどご説明しますが、本市として有資格者の条件として拡充を考え

ている資格になります。

参考資料１－２をご覧ください。

こちらの資料は、それぞれの有資格者の資格の概要や、国家資格なのかどうかの種別、資格を取得するには、どのような試験を受験しなければならないのかを記載しております。資料を見ていますと、ほとんどの資格が学科や実技試験を伴う国家資格もしくは公的資格でして、それ以外には、講習の受講修了者になります。一番右の列の屋外広告業業務主任者資格というのがあるのですが、これは、どういったものかといいますと、欄外の※になるのですが、 屋外広告「業」を営む者は営業所ごとに必ず業務主任者を選任する必要がありまして、その業務主任者は、①広告物掲出にかかる法令の規定の遵守、②工事の適正な施工や安全の確保、③営業に関する帳簿の記簿や保存などの業務に関する統括を行うことになります。

資料戻りまして、⑥以下を簡単にご説明します。⑥の屋外広告物点検技能講習修了者については、屋外広告業の事業者団体（(一社) 日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会）が実施する屋外広告物の点検に関する技能講習修了者のことでして、有効期間は５年間とし、更新の際には再度講習を受講することとなっています。さきほどの資料でご説明いたしました、ガイドライン運用上の参考事項で、屋外広告士と同等以上の知識を有するものとして記載されている資格になります。

次に⑦の、広告美術仕上げ技能士は、職業開発促進法に基づく技能士で、国家資格になります。広告物の施工や仕上げに関しての学科及び実技試験に合格しないと取得できない資格であり、この資格で屋外広告業の業務主任者に選任することが可能です。

次に広告美術科職業訓練指導員ですが、こちらも職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設で職業訓練にあたる指導員で国家資格になります。屋外広告物の施工・取付方法に関して学科及び実技試験に合格する必要があり、資格者は、屋外広告業の業務主任者に選任することが可能です。

次に広告美術科職業訓練課程修了者ですが、職業能力開発促進法に基づく職業訓練修了者になります。広告等のデザインから製作までの知識を習得することができ、習得者は屋外広告業の業務主任者に選任することが可能です。

⑧の屋外広告物講習会修了者については、先ほど説明しました、⑥点検技能講習修了者と⑦の職業訓練課程修了者と右側の〇の位置がよく似ていますが、これは、行政が主催となって行っている講習会でして、広告物の表示等に関して必要な知識を習得することを目的として開催しております。各都市が持ち回りで開催しており、今年度大阪府下では、堺市で開催しております。

⑨の特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者については、特定建築物を定期点検・調査を行うことができる国家資格ですが、建築士の資格をお持ちの方でも、定期点検・調査を行うことができます。

⑩の施工管理技士や⑪の技術士についても、それぞれ施工管理や技術指導などが行える国家資格になります。

⑫は、⑦と同じ職業開発促進法に基づく資格となりますが、職種が違う資格になります。

次に、参考資料１－３ですが、ここでは有資格者の追加候補として一覧表として記載しております。

今回、有資格者の要件の追加を検討するにあたりましては、工作物確認が必要な大型の広告物ですので、国交省のガイドラインや他都市の有資格者の導入状況を踏まえたうえ、施工や点検に関して高度な知識を有する資格が必要と考えています。

本市といたしましては、⑥屋外広告物点検技能講習修了者、⑦の広告美術仕上げ技能士、広告美術科職業訓練指導員、広告美術科職業訓練課程修了者が、あらたな有資格者として適していると考えています。

⑥の屋外広告物点検技能講習修了者については、ガイドラインで屋外広告士と同等以上の知識を有する者として記載があり、講習自体は１日ですが、屋外広告物の点検に必要な知識を習得することが出来ます。また、更新の際には更新講習を必ず受講する必要があります。

22 都市中の導入割合も半数以上あり、有資格者として適している都市が多いことがわかります。また導入している都市では、有資格者として設定している割合が相当多いとのことです。

⑦のうち、広告美術仕上げ技能士、広告美術科職業訓練指導員については、国家資格取得のため、学科実技試験に合格する必要があり、構造や施工等に十分な知識があると判断しております。職業訓練課程修了者についても、職業訓練指導員から長期間の訓練を受ける必要があり広告物の構造や施工等に関して高度な知識を有していると判断しています。また導入割合も半数以上と高く、有資格者として適している都市が多いことがわかります。

⑧については、１日の講習で関係法規や広告物の施工、表示の方法について受講することとなりますが、導入割合が半数を満たしていないことから他都市も導入に関して積極的ではないことが伺えます。ただ、導入している都市では、有資格者として選任しされている割合は多いとのことです。

しかし、本市としては、施工や点検に関しての知識はある程度、有しているとは推測しますが、他の国家資格等と比較をすれば、屋外広告士と同等レベル以上とまでは言えないと考えております。

⑨～⑫については、それぞれ国家資格など専門的な知識を有するかと思いますが、導入割合もかなり少なく、各都市の事情によるのかなと思います。また、導入都市では有資格者として選任されている割合もかなり少ないことから、本市としては追加候補からは外しました。

有資格者の追加に関しましては、以上でございます。次に点検報告書についてですが、参考資料２－１をご覧ください。

こちらは、現在の点検報告書になります。項目としては大きく６項目あり、継続申請の際に提出いただいております。

参考資料２－２については、国交省がとりまとめました屋外広告物安全点検の指針に掲載の点検報告書になっておりまして、点検項目内容は本市より詳細になっております。

これを踏まえまして、参考資料２－３をご覧ください。

こちらは、本市が考えている新しい点検報告書（案）になります。参考資料２－２と同じ内容・項目としております。

また、点検する広告によっては、点検項目が関係のないのもあると思いますが、その場合は「改善の概要」の欄に、斜線等を引いてもらうようにします。

それでは、資料１に戻っていただきますでしょうか。

「有資格者の管理者要件の追加候補について」をご覧ください。

先ほど、他都市事例等の資料をご説明したときにも申し上げましたが、本市としましては、屋外広告物点検技能講習修了者と職業能力開発促進法に基づく「広告美術仕上げ技能士」、「広告美術科職業訓練指導員」、「広告美術科職業訓練課程修了者」を有資格者の管理者要件の追加候補と考えております。

屋外広告物点検技能講習修了者については、「ガイドライン運用上の参考事項」に屋外広告士と同等以上の知識を有する者としての記載があり、屋外広告物の管理点検に関して高度な知識を有する者と考えています。また、更新時には講習を必ず受講することとしており、屋外広告物の取り巻く状況の変化やそれに対する管理・点検の知識も豊富と考えています。

また、職業能力開発促進法に基づく３つの資格については、屋外広告物の施工等について学科及び実技に合格した者や、長期間の講習を受講するなど施工や管理等に関して十分な知識があると考えております。

さらに、他都市状況をみても、半数以上の都市が有資格者として定め実績もあることから、新たな管理者要件として適していると考えておりますが、これらの資格を管理者要件として追加することが適しているのかなど、専門的な知見で委員の皆様からご意見等を頂戴出来ればと思っております。

また、次のページになりますが、新たな点検報告書についても、指針を参考に作成させていただきましたが、こちらについても委員の皆様のご意見を頂戴できればと思っています。

次のページをご覧ください

今後のスケジュール予定でございます。管理者要件の追加については、規則の改正が必要になります。その場合４月以降、本市の内部調整を行ったうえで、意見公募やHPの周知等を行い９月１日の施行をめざします。

一方、点検報告書については、規則等の改正の必要はなく様式の変更のみになりますので、４月中旬に５月末日に許可期間が満了を迎える広告物に対しまして、継続申請のご案内と点検報告書を発送いたしますので、そこに合わせて変更しようと考えています。

ご説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

（井上会長）

ご説明ありがとうございました。

ご意見ご質問等をお伺いしたいと思いますが、２つに分けてお伺いしたいと思います。まず、管理者要件の拡幅に関して、その後点検項目についてお伺いしたいと思います。

それではご質問、ご意見ございましたら、挙手をしていただければカメラとマイクをオンにしてお願いします。

それではまず私の方から、ご質問させていただきます。

管理者要件の７番は三つの項目に分かれておりますが、その中で、真ん中にある訓練指導

員については、職業訓練過程を修了しなくても指導員の資格を取得できるということでしょうか。

（川道担当係長）
はい。そのとおりです。訓練指導員の資格を取得するためには別途試験が必要になります。

（井上会長）
ありごとうございます。
なので、資格を訓練指導員と修了者ということで分けているということですよね。

（川道担当係長）
そのとおりです。

（井上会長）
他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか？
今井委員どうぞ

（今井委員）
ちょっとわからないことがありまして、教えていただきたいのですが、参考資料１－２の一番右端に、屋外広告業業務主任者資格というのがあるのですが、今回追加をしようとしている有資格者の業務との違いを教えていただけませんでしょうか。

（川道担当係長）
屋外広告業の業務主任者ですが、まず、看板をつける際には屋外広告事業者さんが設置者から委託を受けて設置することになります。その看板事業者が看板設置に関しての知識等がなければ安全性が脅かされます。そういったことが無いように、条例では、看板設置するにあたって基本的な法令や施工管理等に関して一般的な知識を持った者を配置しないといけないことになっており、それが業務主任者になります。そして、その業務主任者を選任するにあたり適した資格というのが、屋外広告物条例ガイドラインに明記をされており、資料の右端にある〇になります。
一方、今私たちが拡充しようとしている、有資格者というのは、工作物確認が必要な広告物を設置した後に、管理や点検、報告をしていただくための専門的な知識を持ったものになります。

（今井委員）
ただ先ほど、二つ目の審議になると思うのですが、報告書のチェックリストを見ていると、どちらかというと広告物そのものというよりも躯体に関するサビとか、クラックなど構造物そのもののチェックがすごく多いのですが、先ほどの業務主任者が実施する業務と有資格者が行う大きな差っていうのは、どこにあるのかがちょっとわからないので、教えていただけますでしょうか。

（川道担当係長）
　業務主任者は、広告物設置する際に必要な安全面などの施工管理の知識が高く、追加を考えている有資格者は、施工管理の知識もありますが、それに加え設置後の広告物を管理や点検する知識が高い者になります。

（今井委員）
わかりました。
でも言ってみれば、更新していくための施工管理の延長のようなものですね、そういうふうなとらえ方ではないのでしょうか。

（川道担当係長）
施工管理の延長にはなりますが、それに加えて施工後の看板の日常的な管理や点検を行い本市への点検報告を行うことになります。

（今井委員）
はい。ありがとうございます。

（川邊委員）
点検報告書の件ですが、新しいひな形は検討しているのでしょうか？

（川道担当係長）
点検報告書の様式については、参考資料２－３が新しい点検報告書の様式と考えています。

（川邊委員）
　以前から、以上の有無の部分で議論にはなっていますが、有りか無しか２項目しかないので、それはどうかということで話しは終わっていますが、われわれの団体で診断カルテを作成しており、以前に事務局にお送りしたのですが、それは今共有することは可能でしょうか？

（井上会長）
　川邊委員よろしいでしょうか。まずは、事務局から提案のあった管理者要件を拡充する件について、ご質問等をお伺いしたいのですが。

（川邊委員）
　すいません。また後ほどお伺いいたします。

（井上会長）
　要件の拡充について、他にご意見ご質問ありますでしょうか。阿部委員どうぞ。

（阿部委員）
　今の説明を聞いていますと、まずは屋外広告士が原則であってそれ以外は拡充していってということだと思うのですが、その中で屋外広告士は試験を受けて資格を得るものであって、今回は講習会の修了者でもよいというように思うのですが、もっとたくさんの人に試験を受けてもらって資格を取得してもらえればいいような気がします。屋外広告士というのは、相当ハードルが高いものなのか或いは、何か事情があって多くの人が受けたがらないのか。また、大阪市内に屋外広告士の資格を持っている人はどのくらいいるのか。もし何かわかることがあれば教えてください。

（川道担当係長）
　屋外広告士は令和２年度全国で約 450 人合格しております。試験には筆記に加え設計や施工の実技試験もあり、かなり難しい試験と聞いております。ただ、徐々にではありますが屋外広告士の資格取得者は増えては言っております。
　また、各都市の管理者全体に対しての屋外広告士の割合を聞いてみましたら、どこの都市も屋外広告士が一番多く、本市でも工作物確認が必要な広告物の約半分ぐらいの管理者が屋外広告士となっております。

（阿部委員）
　ありがとうございます。
　気になったのは、講習修了者は知識に関しては屋外広告士と同等以上の知識があるというような説明があったのですが、同等以上の知識があるならば試験を受けて資格を取ればいいのではないかと思ったので、そのあたりどうなのかなと思いましたので質問しました。

（川道担当係長）
　たしかにおっしゃる通りかもしれません。ただ、屋外広告士の試験は設計や施工・デザイン等、広告物の管理・点検以外の項目もあり試験の範囲が広くなってしまい合格率が高くありません。一方、講習会修了者はあくまで広告物の管理・点検に特化した講習会となっており、そこの知識だけを見ると屋外広告士と同等以上ある。ということになります。

（阿部委員）
ありがとうございます。

（井上会長）
橋寺委員お願いします。

（橋寺委員）
　今の質問に似たようなことになりますが、今回の資格者が増えることにより、点検を実施できる者が増えるということでしょうか。

（川道担当係長）
そうですね。講習会修了者は全国で約 7,000 人おられます。
実際、どれくらいの方が今回の拡充する資格で管理者としての申請をしてくるかは不明ですが、他都市ですでに管理者要件としている都市では、屋外広告士の次に管理者として設置しているのが多いと聞いております。

（橋寺委員）
ありがとうございました。

（井上会長）
細川委員お願いいたします。

（細川委員）
先ほど屋外広告士の話が出ましたので、私、資格持っておりますので実態をお伝えしようと思います。
屋外広告士の資格者は全国で約 9000 名になります。年間大体 200～300 名ぐらい合格者が出るのですが、合格率は 40%弱ぐらいで推移していたのですが、今年度は、去年の秋に試験を実施したのですが、合格率は約 22%とちょっと落ちまして、そう考えますと今の時点ではちょっと難しい試験ということになります。
ですので、私どもも点検技能講習を大広協主催で実施していますが、さらに裾野を広げる必要もあると思っております。
ただ、躯体とか構造についてのギアの知識というのは、現場の経験値が物をいう世界でもありますので、点検技能講習の中身もさらにブラッシュアップしていく必要があると認識しています。

（井上会長）
ありがとうございます。
他に管理者要件を拡充することにご意見ご質問ありますでしょうか。管理者要件の追加は事務局案で引き続き進めていただくということで、管理者要件の拡充についてのご意見ご質問については以上としまして、次の点検項目に対しまして、ご意見ご質問お願いします。川邊委員先ほどの続きをお願いいたします。

（川邊委員）
資料の方届いてますでしょうか。
日広連と日本サイン協会とでカルテを作成いたしました。今までしたら、点検箇所でよいか悪いかということだけだったのですが、4 種類に分けまして ABCD という項目で分けたので、これを参考にしていただければと思い提出させていただきました。新しい点検報告書を見ると、よいか悪いかだけでしたのでこれを参考にしていただけたらと思います。

（井上会長）
ありがとうございました。
イエス・ノーではなく、段階を踏んでというご提案ですね。
細川委員どうぞ。

（細川委員）
私どもも今の川邊委員と同じ考えでして、鉄骨の錆の発生とか塗装の老朽化というところで、ありとなしという二つになりますと、1ミリでもあったらありなのか、ということになり恣意的な判断が入ってしまう、ゼロか100かよりは、今後2、3年は大丈夫だけど5年はもたないですよとかわかりやすく言えばですけれども、何かそういう基準を段階的なものを設けた方が、ある意味、安全性の担保に繋がるかと思っております。

（井上会長）
ありがとうございます。
今のお二方のご意見に対しまして事務局の方で何か、ご意見、見解等ありましたらお願いいたします。

（川道担当係長）
ありがとうございます。カルテも見させていただきまして、より詳細な内容になっているなと感じております。確かに、先生のおっしゃる通りかと思いますので、いただいたご意見をもとに、他都市状況も参考にしながら進めていこうかと思っています。また、こちらの様式については、随時変更することができますので、ブラッシュアップしながら活用していきたいと思いますので、引き続きご指導いただければありがたいです。

（井上会長）
はい。
ありがとうございます。
岡本委員どうぞ。

（岡本委員）
専門分野外ですけれども、今の報告書を拝見しておりまして、広告物というのは、設置年から考えますと、年々、経年劣化していくと素人でも思うのですけれども、先ほどの説明の中で、継続申請を行う際に設置年数を記載する欄というのはあるのでしょうか。
と言いますのは、設置間もない時は大丈夫でも、経年を過ぎる気をつけないといけないという事もあるのではないのかなと感じたものですから、教えていただければと思いました。
以上です。

（井上会長）
事務局、ご回答お願いします。

（川道担当係長）
先生がおっしゃります設置年数については、現在の様式には記載欄を設けておりませんでした。設置年数についても、安全性を確保するための一つの目安になると思いますので、いただきましたご意見を踏まえまして、事務局で検討させていただきます。

（井上会長）
はい。
よろしくお願いします。
参考にしている案にも、設置年月日は明記されておりますのでご検討ください。
あと、今回の点検報告書のどのあたりが変更になっているのでしょうか。

（川道担当係長）
今までは参考資料の２－１になりますが、点検項目が６項目で内容も漠然とした内容だったのを、点検箇所と項目をより詳細に記載させていただき、点検する者が具体的にどの場所をどのように点検するのかをわかりやすく記載させていただきました。

（井上会長）
はい。ありがとうございます。
資料２－１を細分化して具体的にされたということですね。

（川道担当係長）
そのとおりです。

（井上会長）
はい。ありがとうございます。
阿部委員どうぞ。

（阿部委員）
はい。これも参考までになのですが、このフォーマットで大阪市に報告をするということですけれども、例えば異常の有無のところに異常ありというのがあった場合、大阪市側で、この報告書を受けてどういうふうな対応をされるのかということを説明いただけますでしょうか。

（川道担当係長）
はい。ご説明させてもらいます。
今もそうなのですけれども、もし異常があった場合、大阪市から管理者に連絡をとりまして、改善が必要な箇所については、いつまでにどのような形で改善もしくは修繕をするのかというのを聞き取りましてその具体的な内容を、既に提出していただいた点検報告書に補記しております。

（阿部委員）
　この改善の概要というのは、業者さんからの報告ではなく大阪市の方で書き込むということでしょうか。

（川道担当係長）
　いえ、管理者さんが本来記載いただき報告いただくものです。
　報告いただいた際に、改善の概要を単に修繕しますとしか記載がない場合、具体的にいつ修繕するのか等の内容の記載がないので、そういったところをこちらから電話等で確認をさせてもらい補記しております。

（阿部委員）
　はい。ありがとうございます。

（井上会長）
　他ご意見。ご質問ございませんか。
　よろしいでしょうか管理者要件の方も、もうちょっと聞いておきたかったということがあれば、全体通してご意見ご質問ございませんでしょうか。
　よろしいでしょうか。はい。
　皆様、その管理者要件の範囲と点検内容について、いろいろなご意見いただきましてありがとうございました。
　管理者要件については、事務局案を基本に検討し進めていただければということと、点検報告書は、点検項目がイエス・ノーではなく、いろんな状況に対応できるような、カテゴリーを設けてもらえないかということが主なご要望だったと思いますので、この辺りをご検討いただきまして、今後に備えてくださいますようよろしくお願いいたします。
　それでは、本日の議事は以上で終了いたしましたので、報告につきましては事務局からの進行をお願いします。

（松野管理課長）
　ありがとうございました。それでは、次に事務局から一般事務報告のご説明をいたします。

（向山担当係長）
　私から資料２の一般事務報告を行います。
令和２年度におきましては、コロナウィルス感染症感染拡大防止対策として、令和２年４月から５月に初めての緊急事態宣言が発令されました。また令和３年１月から２月には２回目の宣言が発令されました。
　この間は活動自粛を行っていたものもありますので、前年度に比べて活動実績等が減少しています。ご理解いただきますようお願いします。
　では、１ページの１屋外広告物許可状況をご覧ください。①簡易広告物を除く広告物、広告塔・板 6,263 件、電柱等 10,586 件、その他（車体利用等）5,747 件、合計 22,596 件です。前年度に比べ広告塔・板は 669 件、電柱等は 253 件、その他（車体利用等）は 442 件、合計

で1,364件許可件数が減少となりました。

２ページ、②簡易広告物、アドバルーン12件、広告幕、立看板・広告旗、はり紙・はり札は０件でした。前年度に比べ34件許可件数が減少しました。アドバルーンの件数は前年度に引き続き、大阪地方メーデーの集会が中止となったこと、広告幕は掲示方法が壁面板へ変更されたことが要因です。

３ページ、２屋外広告物に関する取締状況、①広告物条例適用の取締状況、令和２年は検挙件数１件、検挙人員３名です。①軽犯罪法による取締状況については、検挙件数 15 件、検挙人員１５件です。

４ページ、３違反物件の除却実績の推移、①除却枚数、はり紙は8,534枚、はり札・立看板等は3,364枚、合計11,898枚、前年度より2,961枚除却枚数が減少しました。

５ページ、②違反広告物除却実施距離（実施主体別）は、本市の業務委託による簡易広告物除却における実施距離は 1,180 キロ、工営所が単独で実施したものが 1,467 キロ、電柱管理者実施によるものが13,223キロ、なお電柱管理者実施によるものには、工営所との共同除却によるものと電柱管理者単独によるものの合計です。

大阪国道事務所実施によるものは183キロ、合計16,053キロ、前年度より2,474キロ除却実施距離が減少しました。

６ページ、③置看板等指導実施は、564件、前年度より1,610件指導件数が減少しました。

①　置看板等除却状況は14件、前年度より２件増加しています。

７ページ、４屋外広告業の登録状況は、①大阪市への登録及び特例届出状況は令和４年２月末現在、登録総数５件、特例届出総数1,188件です。参考ですが、大阪府の登録状況は令和4年2月7日現在の登録総数1,713件です。

８ページ、５「かたづけ・たい」の活動状況は、①認定団体数、令和３年４月１日現在、市民団体82団体、法人20団体、合計102団体で、前年度より13団体の減少です。全て市民団体の減少によるものです。②認定活動員数は市民団体が1,409名、法人が403名、前年度に比べ法人の活動員は若干増加しましたが、市民団体が大幅に減少したため、合計で261名減少しました。市民団体には、地域の町会などにより結成された団体が多く、メンバーの高齢化や加入者不足により解散に至っていることが多いようです。活動実績、638件の除却を行い、前年度より112件の減少となりました。私からの報告は以上です。

（松野管理課長）

一般事務の報告内容について、何かご質問はございますでしょうか。

ないようですので、本日は、熱心なご議論・ご意見をいただきありがとうございます。本日のご意見を踏まえ検討を進めてまいりたいと思います。この間の接続テスト等を含め、審議会開催に向けて、ご多忙にも関わらずご協力いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。